

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

箕輪町長

住 所  
氏 名  
電 話 ( )

令和5年4月23日執行の箕輪町議会議員一般選挙において、箕輪町議会議員及び箕輪町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和5年4月23日執行 箕輪町議会議員一般選挙
- 4 候補者氏名 \_\_\_\_\_

5 振込先

金融機関名及び支店名	銀行・金庫 信組・農協		支店
口座種別	当座・普通	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、箕輪町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

(別紙) その1

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

候 補 者 氏 名 \_\_\_\_\_

使用年月日	(A) 運送金額	(B) 基準限度額	請求金額	備考
年 月 日	円	円	円	
計				

備考 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

候 補 者 氏 名 \_\_\_\_\_

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	(A) 借入金額	(B) 基準限度額	請求金額	備 考
年 月 日	円	円	円	
計				

備考「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その3

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

候 補 者 氏 名 \_\_\_\_\_

(2)燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	(A) 販売金額	(B) 基準限度額	請求金額	備考
年 月 日		円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」の計には、確認書(様式第7号)に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」の計には、(A)の計又は(B)の計のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(A)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙) その4

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

候 補 者 氏 名 \_\_\_\_\_

(3) 運転手

雇用年月日	(A) 報 酬	(B) 基準限度額	請求金額	備考
年 月 日	円	円	円	

「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。